

# 生産量増加に向けて園地を拡大する 生産者を支援します！

## 目的・内容

- ・結果樹面積を維持し、生産基盤を更に強化するため、新たに園地を取得し、国又は市の新植・改植事業を活用して新植・改植を行う生産者を支援します！

## 要件

- ①農業委員会の許可等を受けて、令和7年度に賃借・取得した農地があること、又は令和8年度中に賃借・取得予定（又は取得した）の農地があること（※いずれも三親等以内の権利移動は除く）
- ②賃借・取得した農地で、国又は市の事業を活用し、新植・改植を行うこと。
- ③経営面積を20アール以上増加させること（※省力樹形については10アール以上）

## 助成率・上限額

### （1）助成率

- ・国又は市の新植・改植事業で交付を受けた補助金額の2分の1以内  
(※未収益期間の支援を除く)



### （2）上限額

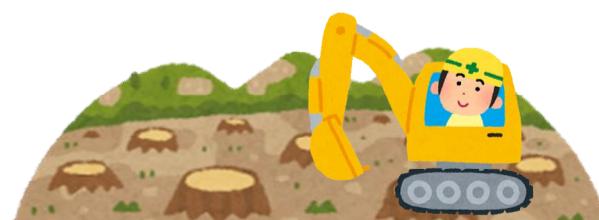
| 内容   | 上限額      |
|------|----------|
| りんご  | 丸葉       |
|      | わい化      |
|      | 省力樹形     |
| 特産果樹 | 60,000円  |
|      | 120,000円 |
|      | 300,000円 |
|      | 60,000円  |

### （3）遊休農地等の活用に対する支援

- ・遊休農地等を取得して事業を実施する場合には、更に50,000円を助成します。

### （4）その他

- ・事業申請は、年度で1回限りとなります。



※本内容は令和8年2月13日現在のものであり、令和8年度予算の成立をもって実施することとなりますので、今後、内容等に変更が生じる場合があります。

お問い合わせ先  
弘前市農林部りんご課 TEL 0172-40-7105